

《平成 20 年 6 月議会における質問および回答の要旨》

質問 1. ふるさと納税制度の評価及びその取り組みについて

* 答弁（知事）

ふるさと納税制度は、都市と地方の税財源格差がある中で、納税者のふるさとを応援したいという思いを税法上実現する仕組みとしてつくられたものだが、都市と地方の財政格差是正の効果は限定的なものと当面見られる。

しかし、一方で多彩な活動に寄付を通してその財源を賄い、それによって財政で出来ない柔軟な仕組み、活動を支えることができ、時宜にかなったものだと評価している。

従って今後県外の方々を初め多くの方々にパンフレットやホームページ等を通じて、積極的に呼びかけて生きたいと考えている。

* 答弁（政策企画局長）

ブロードバンドの通信環境は県内のほぼ全域に整備されているが、ブロードバンドサービスが受けられない地域もが残

っており、県では国に対し支援制度の拡充を要望し、その解消に努めて行きたいと考えている。

情報基盤の活用については、県のホームページによる様々な情報提供や、緊急時の防災情報提供、島根ウェブモニター

等による県政の県民参加やその他情報基盤を利用するサービスを充実していく。

質問 2. フッ化物洗口について

* 答弁（健康福祉部長）

県では平成 10 年度に 8020 推進 10 カ年戦略構想を策定し、早急に取り組むべき事業を緊急 5 カ年事業として打ち出し、その事業の中に子供の虫歯予防対策としてフッ化物洗口を掲げ、11 年度から取り組んでいる。

しかし、全体として普及はまだ充分といえば、今後も歯科医師会や保健所、学校などの関係者と一緒に推進して行きたいと考えている。

* 答弁（教育長）

本年 3 月の調査によると、県内の 15 の市と町でフッ素洗口が行われており、保育所で 47 園、幼稚園で 4 園、小学校で 81 校、中学校が 14 校となっている。

学校のフッ化物洗口については、いくつかの課題があり、①フッ化ナトリウムは劇薬であり、その取り扱いは学校歯科医か薬剤師が行わなければならない、②希釈したフッ化ナトリウムを含み 1 分間ぶくぶくうがいをし、飲まずに捨てるという点、③その後 30 分飲食とうがいができる、④これらにより児童生徒や教員に時間的負担がかかる、これから広く普及に至っていないのが要因と考えている。従ってまず普及のためにはこれら諸課題の整理が必要と考えている。

特別支援学校におけるフッ化物洗口については、先ほどの述べた課題に加え、身体的な事情、理解度等によりなかなか困難な面もあるため、関係者と諸課題の整理をしていく必要がある。

質問3. 地球温暖化対策の本県の取り組みについて

*答弁（知事）

森林が果たすCO₂吸収機能が、全国に及んでいることは正しく評価されるべきであると考えており、企業を含むさまざまな事業体がかかわりながら地球温暖化防止に取り組む必要があると思う。そのため県は、企業の森林保全に関する社会貢献活動を支援するため、島根企業参加の森づくり制度を創設しており、また全国の企業が森づくり活動に参加するきっかけとなるような林野庁主催のイベント、企業の森フェアに2007年から参加している。

また、企業から支援や参加を促すためには、社会貢献として森林整備のために支出する経費の税制上の優遇措置を検討することや、国全体で森林整備を促進するために森林環境税創設に取り組んでいくことも必要と考えている

*答弁（環境生活部長）

省エネルギーや3Rなどの環境に配慮した行動を企業、団体、行政など県全体で応援して、地球温暖化防止と循環型社会づくりに向けての機運を盛り上げ、実践活動につなげるためCO₂ダイエット作戦を本年8月からスタートさせる予定としている。

これは協賛店において、県民がCO₂排出削減につながる環境配慮行動をされた場合に、協賛店でできる範囲のサービスを提供するとともに、ポスターやステッカーを店舗に掲示し、また協賛店舗を県のホームページ、PR冊子、ラジオ、新聞等で積極的に紹介することとしている。

質問4. 特定健診・保健指導について

*答弁（知事）

国において、特定健診及び保健指導のために市町村ベースで新たに1,400人の保健師、管理栄養士の経費を交付税の仕組みの中で措置されている。今後の保健師の増員、それに伴う財政支援については、まだ制度が始まったばかりで、特定保健指導の対象者数の状況、市町村の取り組み状況、さらには市町村の意見を踏まえ、国への働きかけの必要をさらに検討していきたい。

*答弁（健康福祉部長）

特定健診の自己負担は、2つの市において無料化されている。その他の市町村では、医療機関で実施する個別健診方式においては、大体800円～1,500円ぐらい、集団検診方式においては500～1,300円ぐらいの自己負担額となっている。

市町村国保の健診の実施状況は、全ての市町村で実施計画を策定し、実施体制を整えており、6月には既に7割の市町村でスタートをきっている。

質問5．食育及び第4回食育推進全国大会について

*答弁（教育長）

生活習慣や食生活が健全に営まれていくことは、子供たちの知徳体の調和のとれた成長の基盤となる。本年3月に改定した教育ビジョン21でも、こうした考えに基づき望ましい生活習慣の確立や食育の充実を掲げ、子供の心と体が健やかに育つためのバランスのとれた食事、十分な睡眠と休養、適度な運動を生活習慣として定着させていくため、県民全体の運動としての取り組みを行うこととしている。

来年6月の第4回食育推進全国大会については、健康福祉部、農林水産部、教育委員会の3部が共管し取り組み、食育の意義への理解を深める絶好の機会にしていきたい。またできるだけたくさんの親子が参加できるような内容について、工夫あるいは検討していきたいと考えている。